

相楽東部広域連合教育長の退職手当基金条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 7 号

(設置の目的)

第 1 条 相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例に基づき、教育長に支給する退職手当にあてるため教育長退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は歳出予算をもって定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 基金に属する現金は予算でその確実な繰りもどしの方法、期間及び利率を定めてこれを繰り替え運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は退職手当の支給にあてるためその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。